

大口町職員に係る自家用車の公務使用に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公務の円滑な執行に資するため、大口町職員（以下「町職員」という。）が出張に際し、自家用車を使用する場合の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 町職員 大口町職員定数条例（平成8年大口町条例第1号）第1条に規定する職員、大口町嘱託員の任用、給与、勤務条件等に関する取扱規程（平成9年大口町訓令第3号）に規定する嘱託員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に規定する職員をいう。
- (2) 自家用車 町職員又は町職員と生計を一にする親族が所有（割賦販売法（昭和36年法律第159号）による割賦等で購入し、所有権が留保されているものを含む。）する道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車で、かつ、通常使用している自動車をいう。
- (3) 公用車 大口町が所有する道路運送車両法第2条に規定する自動車をいう。

(承認の基準)

第3条 町長は、次のいずれかに該当する場合には、町職員が自家用車を公務に使用すること及び当該自家用車に同乗することを承認することができる。

- (1) 災害の発生又は緊急用務により、その使用の必要が認められる場合
- (2) 公用車が修繕、定期点検整備等により使用できないため、その使用の必要が認められる場合
- (3) その他公務の円滑な執行に資するため、その使用の必要が認められる場合

2 町長は、次のいずれかに該当すると認める場合には、前項の承認をすることができない。

- (1) 使用する自家用車が道路運送車両法（昭和26年法律第185号）に基づく

点検をせず、又は検査を受けていない場合

(2) 運転する町職員が、その使用する自家用車について保険金額が無制限の対人賠償保険及び保険金額500万円以上の対物保険（以下「任意保険」という。）

に加入していない場合

(3) 運転する町職員が、運転免許を受けた日から1年を経過していない場合

(4) 運転する町職員が、交通事故を起こし、また交通法規に違反して、刑罰に処せられ、又は行政処分を受け、その課せられた日又は受けた日から1年を経過していない場合

(5) その他町長が、使用させないことが適当であると認めた場合

（承認の手續）

第4条 町職員が自家用車を公務に使用する場合及び自家用車に同乗する場合は、あらかじめ自家用車使用承認簿（別記様式）により、町長の承認を受けなければならない。

（旅費の取扱）

第5条 自家用車を公務に使用して旅行することを承認された町職員（同乗する場合を含む。）の旅費の取り扱いについては、大口町職員の旅費に関する条例（昭和48年大口町条例第27号）及び大口町パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年大口町条例第28号）の定めるところによる。

（損害賠償）

第6条 自家用車を公務に使用して旅行することの承認を受けた町職員が、公務使用中に当該自家用車により他人の生命若しくは身体又は財物を害した場合における損害賠償については、当該町職員が、その加入する損害賠償責任保険及び任意保険により損害を賠償する。ただし、損害賠償額が当該保険金額を超える場合は、当該町職員に故意又は重大な過失がある場合を除き、その超える額については町が負担する。

（自家用車の修繕）

第7条 自家用車を公務に使用する事柄の承認を受けた町職員が、公務使用中に当

該自家用車を損傷した場合には、当該町職員に故意又は重大な過失がある場合を除き、その修繕に要する経費のうち自己負担分について町が負担する。

(その他必要事項)

第8条 この要綱に定めるもののほか、自家用車の公務使用について必要な事項は別に定める。

附 則 (平成6年3月30日 大口町訓令第5号)

この訓令は、平成6年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年11月22日 大口町訓令第14号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和元年6月26日 大口町訓令第7号)

この訓令は、告示の日から施行する。

附 則 (令和2年6月29日 大口町訓令第17号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和5年3月28日 大口町訓令第5号)

この訓令は、公布の日から施行する。

自家用車使用承認簿

承認年月日 年 月 日

（ 年 月～ 年 月まで有効）

| 決 裁 欄 | | |
|-------|----|----|
| 副町長 | 部長 | 課長 |
| | | |

| 使用者氏名 | 自家用自動車の登録番号 | 自家用車の所有者 | 運 転 資 格 要 件 | | | | | 免許の種類 免許証有効期限 |
|-------|-------------|------------------|-------------|-----------------------|----------|------------------------|-----------|------------------|
| | | | 点検 検査 | 任意保険 | 運転 免許 | 刑罰又は 行政処分 | 健康 状態等 | |
| | | 本人 その他 () | 可 | 対人 無制限 対物 500 万円以上 | 可 | なし又は 1年以上経過 している | 良好 | . . |
| | | 本人 その他 () | 可 | 対人 無制限 対物 500 万円以上 | 可 | なし又は 1年以上経過 している | 良好 | . . |
| | | 本人 その他 () | 可 | 対人 無制限 対物 500 万円以上 | 可 | なし又は 1年以上経過 している | 良好 | . . |
| | | 本人 その他 () | 可 | 対人 無制限 対物 500 万円以上 | 可 | なし又は 1年以上経過 している | 良好 | . . |
| | | 本人 その他 () | 可 | 対人 無制限 対物 500 万円以上 | 可 | なし又は 1年以上経過 している | 良好 | . . |
| | | 本人 その他 () | 可 | 対人 無制限 対物 500 万円以上 | 可 | なし又は 1年以上経過 している | 良好 | . . |
| | | 本人 その他 () | 可 | 対人 無制限 対物 500 万円以上 | 可 | なし又は 1年以上経過 している | 良好 | . . |
| | | 本人 その他 () | 可 | 対人 無制限 対物 500 万円以上 | 可 | なし又は 1年以上経過 している | 良好 | . . |
| | | 本人 その他 () | 可 | 対人 無制限 対物 500 万円以上 | 可 | なし又は 1年以上経過 している | 良好 | . . |

※運転資格要件に該当しない場合及び運転免許を受けた日から1年経過していない場合は、承認することができません。